

グループホーム赤とんぼ

重要事項説明書

1. 事業主体概要

事業主体名	社会医療法人 仁生会
代表者名	理事長 細木 秀美
所在地	高知市越前町1丁目10番17号
法人の理念	病院等を開設し、科学的かつ適正な医療（及び、疾病、負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及する。 職員一同は医の倫理と仁生会憲章に基づいて、「安心して暮らせる地域の創造に貢献する」ことを目指して、「地域の皆様の医療と福祉へのご要望に適切、適時に応えられる病院」に向かって努力する。

2. 事業所の概要

1) 事業所の名称等

事業所の名称	グループホーム赤とんぼ
事業所の所在地	〒 780-0973 高知市万々397番地
電話番号及び FAX番号	電話 088-822-1785 (FAX) 088-822-1785
事業所の管理者	明神 絵美
開設年月日	平成15年6月1日
事業者指定番号	3970101188
交通の便	高知県交通 みづき行きバス 円行寺口下車 徒歩3分
敷地概要	当法人所有地 敷地面積 469.37㎡（1単位）
建物概要	当法人所有 構造：木造2階建, 延床面積：214㎡（1単位）

2) 事業所の主な設備

利用定員	9名
居室の概要	4. 5畳、5. 5畳、6畳 和室および洋室
共用施設の概要	台所・食堂・居間 35 m ² 浴室・洗面所共有 1 単位当たりのトイレ 1 F 2 槽 2 F 2 槽 計4 槽
損害賠償責任保険加入先	社団法人 全国訪問看護事業協会

3. 事業所の目的と運営方針

事業所の目的	入居者の心身のリハビリテーションと生活支援
事業所の運営方針	<p>① 個別の生活歴、病状を十分把握した個別対応を行う。</p> <p>② 主役は入居者であり、スタッフは生活のパートナーとして原則として、見守りの介護を行う。</p> <p>③ 残存能力を生かした自主的な生活上の役割分担に配慮する。</p> <p>④ 家庭的な雰囲気と擬似家族の設えを重視する。</p> <p>⑤ 特別なイベント以外は、スケジュールにとらわれない自由なんびりとした生活を過ごす。</p> <p>⑥ 地域や家族、友人、知人等にかかれた交流を大切にする。</p> <p>⑦ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。</p>

4. 職員人員

職員の職種	常勤	非常勤
管理者	1名（介護従業者と兼務）	
計画作成担当者	1名（介護従業者と兼務）	
看護従業者		1名
介護従業者	3名以上	4名以上

5. 職員体制

昼間の体制	<p>利用者3名に対して1名の介護従業者を配置しています。</p> <p>勤務体制内訳</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>早出</td> <td>7:00～16:00</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>日勤</td> <td>8:30～17:30</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>日勤AM</td> <td>8:30～12:30</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>遅出</td> <td>12:00～21:00</td> <td>1名</td> </tr> </table> <p>(利用者の状況に応じて、時間帯変更あり)</p>	早出	7:00～16:00	1名	日勤	8:30～17:30	1名	日勤AM	8:30～12:30	1名	遅出	12:00～21:00	1名
早出	7:00～16:00	1名											
日勤	8:30～17:30	1名											
日勤AM	8:30～12:30	1名											
遅出	12:00～21:00	1名											
夜間の体制	<p>1人（必要時増員）</p> <p>17:30～8:30</p>												

6. 提供するサービス及び利用料

(1) 介護保険給付対象サービスにおける自己負担額（介護報酬告示上の額に各利用者の介護負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。）

(介護報酬告示上の額)

1 単位 10 円として表記

① 保険給付サービス	認知症対応型共同生活介護費					
	介護保険の1日あたりの自己負担額					
	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	761円	765円	801円	824円	841円	859円
	初期加算			1日 30円（入居から30日間）		
	医療連携体制加算			(I)ハ 1日 37円		
	科学的介護推進体制加算 (I)		1月 40円			
	口腔衛生管理体制加算		1月 30円			
	サービス提供体制強化加算		(I)1日 22円 (70%以上の配置)			
	(I) (II) (III)		(II)1日 18円 (60%以上の配置)			
			(III)1日 6円 (50%以上の配置)			
	協力医療機関連携加算		1月 100円			
	高齢者施設感染対策向上加算		(I) 1月 10円			
			(II) 1月 5円			
	生産性向上推進体制加算		(II) 1月 10円			
	口腔・栄養スクリーニング加算		1回に 20円 (6月に1回)			
	認知症チームケア推進加算		(II) 1月 120円			
	入院時費用		1日につき246円 (1月に6日を限度)			
	看取り介護加算		72円/1日 (死亡日以前31日以上45日以下) 144円/1日につき (死亡日以前4日以上30日以下) 680円/1日につき (死亡日以前2日又は3日) 1280円/1日につき (死亡日)			
	生活機能向上連携加算II		1月 200円			
退居時情報提供加算		1回 250円				
退居時相談支援加算		1回限り 400円				

	新興感染症等施設療養費	1日240円（1月に1回連続する5日間）				
○短期利用 共同生活介護	介護保険の1日あたりの自己負担額					
	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	789円	793円	829	854円	870円	887円
	医療連携体制加算			39円/1日あたり		
	サービス提供体制強化加算 (I) (II) (III)		介護従業者のうち介護福祉士配置の割合。 (I)22円/1日につき（70%以上の配置） (II)18円/1日につき（60%以上の配置） (III)6円/1日につき（50%以上の配置）			
*利用期間は30日を限度とします。						
*介護職員処遇改善加算（III）・・上記の所定単位数に加算率（15.5%）を乗じた単位数で算定します。						

②保険対象外サービス	各個人の利用に応じて負担となります。					
家賃	36,000円	4室	41,000円	2室		
	42,000円	2室	43,000円	1室		
食材料費 (おやつ代含む)	30,000円/月（実費相当額） なお、欠食分につきましては下記の金額で計算いたします。					
	朝食		昼食		夕食	
	200円		400円		400円	
光熱水費	電気代・水道代・ガス代（共有施設の利用を含む） なお、外泊につきましては日割り計算いたします。 13,000円/月					
共益費	消防設備保守点検代・エアコンクリーニング・浄化槽点検・清掃 エレベーター点検代6,500円/月					

③短期利用共同 介護を利用の 場合	下記の料金が必要となります。
	家賃 800円～/日
	食材料費（おやつ代含む） 1,000円/日 （朝食200円、昼食400円、夕食400円）
	光熱水費 300円/日
	*利用期間は30日を限度とします。

利用料金につきましては、当月15日頃に、前月分の請求書をお送りいたしますので、細木病院会計でお支払いいただくか、銀行振込（振込先は請求書に記載）または、郵便局での自動引き落としのいずれかで末日までにお支払いください。なお、当月分の請求書発送時に前月分の領収書を同封します。

7. 事業所利用にあたっての留意事項

1) 入所について

利用者の居室	利用者の居室は、個室をあてるものとするが、利用者の処遇上必要と認められる場合は、この限りではない。
金銭管理	利用者の現金及び預貯金については原則として事業所では管理しない。また、財産の運用についてもこれは行わない。ただし、日常生活に必要な金銭の保管管理及び利用者が事業所に依頼した場合はこの限りではない。

2) 退居について

介護度認定の更新	要介護・要支援の認定更新において、利用者が自立もしくは要支援1と認定された場合、退所を求める場合がある。
費用滞納	正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を三ヶ月以上滞納した場合、退居を求める場合がある。
健康状態・ 行動状況	伝染性疾患により他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがある場合、退居を求める場合がある。 利用者の行動が他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができない場合、退居を求める場合がある。
残置物	利用者の身元引受人は、一切の債務につき、利用者と連帯して履行する責任を負い、かつ利用者死亡した場合の遺体及び遺留品の処理その他の必要な措置をする。 なお、退居が決定した際の居室の明け渡しは、10日以内とする。

3) 短期利用共同生活介護（ショートステイ）について

何らかの原因で長期入院を余儀なくされた期間において、ショートステイの必要な利用者に居室をお借りする場合がありますがご了承下さい。プライバシーの保護に努めると共に、ショートステイに使用した日数分の居室利用料を日割り計算し減額させていただきます。

8. 緊急時・事故（感染症を含む）発生時・不在時における対応

緊急対応方法	<p>① 日中および夜間を含め勤務者は利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに看護従業者や主治医や協力医療機関に連絡するとともに、事業所の管理者に連絡する。</p> <p>② 事業所の管理者若しくはその業務を代行する者は、常時携帯電話を所持し、連絡を受けることができるようにする。</p> <p>③ 連絡を受けた管理者若しくはその代行者は、適切な指示を勤務者に与えるものとする。</p>
医療連携体制	<p>看護従業者を配置し、利用者の健常時や疾病時に連携体制がとれるようにしている。</p> <p>① 原則として週1回以上、利用者の健康状態の観察を行い、本人と介護職員に必要なケア等について、指導援助する。</p> <p>② 利用者の急変時や受診時に対して介護職員からの相談に対応できるよう常に携帯電話を所持し、常時介護職員に指示・支援を行う。また、必要時医療機関（主治医）に連絡し調整を行う。</p> <p>③ 介護度が重度化しても、グループホーム内での終末期のケアを希望する利用者に対して、24時間対応体制を確保する。</p>

事故（感染症含む）発生時の対応	<p>① 事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。</p> <p>② 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。</p> <p>③ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じる。</p> <p>④ また利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うようにする。</p>
不在時の対応	<p>① 勤務者は利用者の不在の確認をしたら、管理者に報告をすると共に、他の勤務者全員に連絡をし、手分けをして近辺を探す。</p> <p>② 探しても直ぐに見当たらない場合、または初期対応の時間帯を考慮し、必要時は家族等連絡先に順次連絡をとり、所在の確認と保護願いの依頼について了解を得る。</p> <p>③ 発見されたら迎えに出向き、発見時の状態を把握すると共に、健康状態等確認のうえ、家族を含む関係者に連絡をする。</p>

9. 防犯防災設備及び避難設備

防犯防災設備 避難設備の概要	<p>玄関周辺にセンサーを設置し、入室者のチェック体制等をとる。不審者の侵入のある時は、近接するグループホームの勤務者に電話で連絡し、近隣の交番に連絡をしてもらおう等相互に協力して安全を図る。</p> <p>風水害の予想される場合は、当直者の人数を増員する。</p> <p>1階は住居の床面より建物の外に、直ぐに出られる構造になっている。防火用の消火器を設置し、初期消火に対応できる設備を整えている。</p>
-------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

10. 協力医療機関

協力医療機関名	細木病院 (高知市大膳町 37)	いしもと歯科クリニック (高知市朝倉本町 1 丁目 9-40)
診療科目	内科、外科、整形外科、心療内科、 泌尿器科等、精神・神経科	歯科

1 1.身体的拘束等について

身体的拘束等の 禁止	指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。
緊急やむを得ない 場合	緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者の家族に、身体拘束等の内容、目的、理由、拘束等の時間帯、期間等を説明し、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うものとする。 その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

1 2.秘密の保持

利用者及びその 家族に関する秘 密の保持	事業所の従業者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を保持する。従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時に契約している。
----------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------

1 3.個人情報の利用

(1) 利用目的 ①事業所内部で の利用	ア. 事業所が利用者等に提供するサービス イ. 介護保険事務 ウ. 利用者に係る事業所の管理運営業務のうち、 ・ 利用開始又は退去等の管理 ・ 会計、経理 ・ 事故等の報告 ・ サービスの向上 ・ サービスや業務の維持、改善のための基礎資料 ・ 学生の実習への協力 ・ 症例研究
②他の事業所等 への情報提供に 係る利用目的	ア. 事業所が利用者等に提供するサービスのうち、 ・ 他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業所等との連携、共同してサービスを提供する場合 ・ サービスの提供に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族等への心身の状況説明 ・ 外部監査機関への情報提供 <p>イ. 介護保険事務のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査支払機関への請求書等の提出 ・ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答 <p>ウ. 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等</p>
(2) 条件	<p>① 個人データの提供は最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払う。</p> <p>② 利用者は、利用目的の中で同意しがたいものがある場合には、その事項について、あらかじめ利用者の明確な同意を得るようにする。</p> <p>③ 利用者が、②の意思表示を行わない場合は、利用目的について利用者の同意を得られたものとする。</p> <p>④ 同意及び留保は、その後、利用者からの申出により、いつでも変更することが可能である。</p>
(3) 開示	<p>① 事業所は、利用者から、所定の様式による申出により、当該利用者が識別される保有個人データの開示を求められたときは、利用者に対し、遅滞なく、当該保有個人データを開示する。</p> <p>② 当該保有個人データの開示を求め得る者は、原則として利用者本人とするが、次に掲げる場合には、利用者本人以外の者が利用者になって開示を求めることができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の法定代理人又は開示等の求めをすることにつき、利用者が委任した代理人。 ・ 利用者の判断能力に疑義がある場合、現実にご利用者の世話をしている家族。 <p>③ 利用者が死亡した場合は、当該保有個人データの開示を求め得る者の範囲は、利用者の配偶者、子、父母及びこれに準ずる者（これらの者に法定代理人がいる場合の法定代理人を含む）とする。なお、個人情報の提供にあたっては、利用者本人の生前の意思、名誉等を十分に尊重する。</p> <p>④ 事業所は、利用者又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがあるなどの場合には、当該保有個人データの全部又は一部を開示しないことができる。</p> <p>⑤ 開示に関しては、利用者等に手数料の請求を行う。</p> <p>⑥ この他厚生労働省による「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」及び「診療情報の提供等に関する指針」に基づいて、適切に個人情報を取り扱う。</p> <p>(開示に関する問い合わせ、申請先) グループホーム赤とんぼ 088-822-1785</p>

1 4. 苦情相談機関

苦情相談窓口	管理者 浅井文 088-822-1785
外部苦情 申立て機関	高知市役所 介護保険課 TEL 088-823-9972 FAX 088-824-8390 対応時間 午前8時30分～午後5時15分 高知県国民健康保険団体連合会 TEL 088-820-8410 088-820-8411 FAX 088-820-8413 対応時間 午前9時00分～午後4時00分

苦情処理を行うための処理体制・手順

- ・ 苦情があった場合は、迅速に管理者が相手方に連絡をとり、面談等により詳しい事情を聞くと共に、担当者が相談苦情等対応シートに記録する。
- ・ 管理者が、必要があると判断した場合は、検討会議を行う。
- ・ 検討の結果を受け、必要に応じた具体的な対応をおこなう。
- ・ 事後、再発防止策について職員全体で討議し、必要に応じマニュアル作成等を行う。

1 5. 運営推進会議の概要

運営推進会議の目的	サービスの提供に当たっては、協議会（運営推進会議）を設置し、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。
委員の構成	利用者、利用者の家族、 事業所が所存する市町村の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員 地域住民の代表者等
開催時期	2ヶ月に1回以上

1 6. 第三者評価の実施状況

(1) 実施の有無 : 有

運営推進会議にて実施 (令和 年 月 日)

評価結果は事業所内に掲示、情報公表システムにて公表すると共に職員にフィードバックする。

1 7. 連携機関

他の介護保険関連の事業	高知市地域包括支援センター 「上街・高知街・小高坂地域包括支援センター」「布師田・一宮地域
-------------	-----------------------------------------------

	居宅介護支援事業所	包括支援センター 「ケアサポートセンターほそぎ」 「一宮」
	訪問看護ステーション	「ほそぎ」
	訪問リハビリテーション	「細木病院」
	ホームヘルパーステーション	「城西」
	認知症対応型共同生活介護/介護予防認知症対応型共同生活介護	
	「グループホーム西町」「赤とんぼ」「ハッピー万々」	
	「さくらんぼ」「いろは丸」「ひだかの里 めだか・とんぼ」	
	通所リハビリテーション	「老人デイケア ゆうゆう」 「デイケア・ファイト」 「老人デイケア シルバーコスモス」
	通所介護	「いろは」
	認知症対応型通所介護	「さくらんぼ」 「ひまわり（共用型）」
	短期入所療養介護	「あうん高知」
	介護老人保健施設	「あうん高知」
他の介護保険以外の事業	病院	「細木病院」「三愛病院」
	診療所	「日高クリニック」「ほそぎ診療所」
	身体障害者療護施設	「アドレス・高知」

指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

(利用者)

住所

氏名

(利用者の家族又は、代理人)

住所

氏名

(身元引受人)

住所

氏名

(事業者)

住 所

高知市万々397番地

ホーム名

グループホーム 赤とんぼ

代表者

社会医療法人 仁生会

理事長 細木 秀美

印

説明者

氏 名

平成30年4月1日一部改正

平成31年4月1日一部改正

令和3年4月1日一部改正

令和6年4月1日一部改正

令和6年6月1日一部改正

令和7年6月1日一部改正

令和8年4月1日一部改正